

記 者 発 表 資 料
令和 7 年 1 1 月 2 1 日
四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 から 令和 8 年 8 月 2 0 日 まで (9 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)ジェイアール東日本企画は、国土交通本省等が交付する補助金に関してその交付に必要な実績報告書に虚偽の記載をし、補助金を過大に請求した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先 (○主な問い合わせ先)

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303 (直通)

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士